

令和6年度事業計画

令和6年度は、第8次医療計画の開始年度にあたり、医療・介護・障害福祉のトリプル改定とともにスタートしました。医師の働き方改革（時間外労働上限規制）施行開始、医療法人経営状況報告義務化への対応など新しい取り組みも求められています。

また、鹿児島県においては超高齢化と人口減少がますます進行しており、鹿児島県医療法人協会の果たすべき役割はますます大きくなっています。

鹿児島県医療法人協会は現下の状況を踏まえ、協会設立の使命に則り事業目的の遂行に向かって令和6年度の諸施策に取り組んでまいります。

(1) 鹿児島県地域医療構想への提言

2025年に向けて医療提供体制の整備を図る地域医療構想はコロナ対応のためやや遅延しているとはいえ、各地域における地域医療構想調整会議が進行しています。また、2040年を見据えた議論も既に始まっています。当協会は、引き続き地域医療構想への適切な意見を発信してまいります。

(2) 医療事故調査等支援団体としての体制の整備

医療事故調査制度は適切な制度として構築され平成27年10月施行されました。平成28年度の見直しも適切な内容となりました。また、医師法21条の解釈「外表異状」も行政、司法の場で確立されつつあります。しかしながら、医療事故調査制度の正しい理解とその周知の必要性は依然として極めて高く、日本医療安全調査機構（医療事故調査・支援センター）の動向はもとより制度運用動向全般に注視した対応が求められています。また、死因究明制度関連施策も着々と進行しています。このため、令和6年度、鹿児島県医療法人協会は、

- ① 講演会等を通じ、医療事故調査制度をはじめとする医療法務への対応を強化してまいります。
- ② 令和6年度も引き続き医療事故調査等支援団体としての体制を充実させてまいります。
- ③ 医療事故調査制度を中心とした死因究明制度をめぐる動きは刻一刻と変化しています。これらを踏まえ関係団体と協力して、安心して医療のできる体制確保への発信を行ってまいります。

(3) 医療法人経営に関する諸課題についての対応

- ① 働き方改革に関する対応、医療法人経営状況報告義務化への対応など医療法人経営に直結する主要課題における最新情報収集と会員への情報提供に努めてまいります。
- ② 保険医指導・監査対応、その他、医療法人経営に関する諸課題の会員への情報収集、提供に努めてまいります。

(4) 会員増強と組織強化

未加入の医療機関に声掛けを行い鹿児島県医療法人協会への加入促進を図ります。また、組織の拡充を図るとともに、法人内下部組織の事務部会による研修・広報活動を促進して組織基盤の強化を図ります。

(5) 協会立看護専門学校の充実

医療法人協会立看護専門学校は、会員および地域医療機関に貢献できる看護学校として着実に歩んでまいりました。令和6年度は新任の田中大三校長が就任し、会員医療法人との連携を更に密にし、医療法人協会立の看護学校としての建学の主旨、教育理念の原点を踏まえ学校運営プロセス全般の再構築を図ります。

(6) 行政・各種団体との協力・意見の提言

鹿児島県医療審議会等各種審議会、委員会等に委員を送り、医療法人協会としての意見を反映させて行きます。

また、各種医療関係団体はじめ、他団体との連携を強化しつつ鹿児島県の医療・福祉全般の今後の発展に貢献します。

(7) 医業経営関連事業

講演会、協会報等を通じて医業経営についての情報発信に努めます。

(8) その他

関係するテーマに積極的に取り組んでまいります。

以上